

子どもたちが安心して育ちあう学童保育へ！

私たちは、学童保育の質を低下させる「従うべき基準」の「参酌化」に反対します。

2018年12月6日 大阪学童保育連絡協議会

1. 指導員の資格・配置を定めた「従うべき基準」を「参酌基準」へー政府が緩和方針を決定

2018年11月19日、内閣府「地方分権改革有識者会議」で学童保育の職員配置数や資格を定めた「従うべき基準」の参酌化が了承されました。自治体に対し拘束力のない「参酌すべき基準」とする変更方針は、今後12月末に閣議決定し、来年の通常国会に児童福祉法改定として提案される方向です。

厚生労働省が策定した「設備運営基準」は、「従うべき基準」として「1教室に『放課後児童支援員』を原則2人以上配置する」「放課後児童支援員は保育士や社会福祉士などの資格を有するとともに、都道府県知事の研修を修了する」を市町村に義務付けました。この4年間で認定研修も始まり、指導員の処遇改善も図られてきました。職員の「資格」・「配置」が実質的な国の最低基準である「従うべき基準」とされたのは、保護者や指導員の長年にわたる要望や現場実態に応じて、学童保育の質向上には必須とされ導入された経過があります。

今回の参酌化方針は、「指導員不足」を理由とする地方からの要請とされています。しかし、指導員不足の解消は本来、学童保育指導員の社会的地位向上と処遇改善、働きやすい環境改善です。配置基準の緩和で解消されることは許されません。

政府が示した「従うべき基準」の参酌化は「放課後児童支援員」資格を持たない指導員が一人で学童保育現場を担うことも可能とするものです。さらに国自体が資格者配置義務をなくせば、補助金確保の根拠を脆弱なものとし、今でも少ない学童保育の現行補助金は増額どころか減額される可能性があります。「従うべき基準」の参酌化で、子どものいのちと安全・育ちを守ることができるのか。子どものいのちの危機が増すこと、災害時や緊急時（ケガ等）の対応ができなくなることなど、学童保育の質の低下につながるかなど、大きな懸念が生まれます。

2. 世論の力、みんなの声で学童保育を守りましょう！

「従うべき基準」とされた指導員の資格や配置人数を参酌化するためには、児童福祉法の改定が必要です。私たちは全国の仲間たちと「従うべき基準」の堅持を求め請願署名に取り組み、20万8,993筆の署名を7月、国会へ提出しました。また大阪府議会に対しても、国への意見書提出を求め、府議会議員への働きかけを続けてきました。

基準参酌化の動向は予断を許しませんが、私たちは全国の仲間とともに「参酌化」反対の声を引き続き国会へ届け、大阪府議会をはじめ大阪府内の市町村議会で「意見書」を取り上げてもらえるよう議員懇談をすすめ、そして行政担当者への働きかけなど基準の参酌化を許さないあらゆる取り組みを進め、幅広い市民の合意と理解を広げ、「参酌化反対」を世論の力としていきたいと思います。

3. 従うべき基準を守って！参酌化に反対するとりくみにご協力ください。

(1) 閣議決定しないで！緊急 FAX・メール →閣議決定まで(12月末の予定)

① 厚生労働省・・・「参酌化」を取り下げ、「従うべき基準」を守ってください。

厚生労働大臣 根本 匠 殿 (厚生労働省大臣官房総務課) Fax 03-3595-2392

ホームページ送信フォーム <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

② 内閣府地方分権改革室・・・学童保育の基準緩和をさせないでください。

内閣府特命担当大臣 片山 さつき 殿 (内閣府地方分権改革推進室) Fax 03-3581-2354

ホームページ送信フォーム https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html

(2) 学童基準 100万署名

① 「従うべき基準の堅持」を求めて、全国で「学童基準 100万署名」にとりくみます。

② 大阪で 20万筆をめざしましょう

③ 〆切 第一次 2019年1月31日 第二次 5月31日

(3) 市町村条例の基準引き下げを許さないとりくみ

市町村には、現行基準を守ることを表明・確定してもらいましょう。

(要望例文) 指導員の資格と配置を定めた基準は、国の動向に関わらず、現行基準を維持してください。

(4) 地方議会から「意見書」を

2・3月議会で、府・市町村議会から国に対して「参酌化」反対の意見書を出してもらいましょう。

(5) 他分野・市民の方によびかけを

学童保育の基準切り下げを突破口に、他分野の基準切り下げを狙うと言われています。市民、他分野の方にも協力を呼びかけ、大きな世論にしていきたいと思います。